

HAYAMA SAJIMA ART COAST CONNECT 実行委員会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、名称を「HAYAMA SAJIMA ART COAST CONNECT 実行委員会」とする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を神奈川県横須賀市佐島1丁目14-1 マゼラン湘南佐島内に置く。

(目的)

第3条 本会は、ワークショップを含む展示と講演（トーク）、即売会からなる総合アートイベント「HAYAMA SAJIMA ART COAST CONNECT」（以下 HaSACC という）を準備、実施、運営することにより、三浦・葉山、横須賀・佐島を文化で活性化させ、「アートと街づくり、人づくり」について市民とともに考え、行動し、アーティストと市民との交流を深めること、そして市民に住まう地域に誇りを持ってもらうことを目的とする。葉山・横須賀が、住まう人にも、外から来る人々にとっても、気づきの愉しみと深みのある街になることを目指す。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 「HAYAMA SAJIMA ART COAST CONNECT」の企画に関する事項。
- (2) 「HAYAMA SAJIMA ART COAST CONNECT」の広報に関する事項。
- (3) ワークショップ・展示の開催に関する事項。
- (4) 講演（トーク）の開催に関する事項。
- (5) アーティストおよび市民を中心とした即売会の開催に関する事項。
- (6) 「HAYAMA SAJIMA ART COAST CONNECT」の報告書作成に関する事項。
- (7) 「HAYAMA SAJIMA ART COAST CONNECT」の予算及び決算に関する事項。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

第2章 組織

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人
- (3) 事務局長 1人
- (4) 監事 1人

(役員を選出)

第6条 委員会の役員は、委員会において実行委員より選出する。また、委員長は役員相互により選出する。

(役員の職務)

第7条 委員長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき、その職務を代行する。

3 事務局長は、本会の事務を統括する。

4 監事は、実行委員会業務執行及び会計の状況を監査する。

(任期)

第8条 役員任期は、2年とし再任は妨げない。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員報酬)

第9条 役員は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の構成)

第10条 会議は、委員をもって構成する。

2 会議は、会長がその議長となる。

3 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議の招集)

第11条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 委員が、会議の出席に支障があるときは、代理者を出席させることができる。
- 3 会議は、一同に会する方法のほか、オンライン又は書面による開催も可能とする。
- 4 会議は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。前項に規定する書面による会議を開催する場合は、議決権行使書の提出をもって出席に代える。

(会議の議決事項)

第12条 会議は、次に定める事項について審議し、決定する。

- (1) 委員会の規約の変更に関すること。
- (2) HaSACCの基本計画に関すること。
- (3) 年度毎の事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 委員会の予算及び決算に関すること。
- (5) その他委員会の運営に係る重要な事項に関すること。

(会長の専決処分)

第13条 会長は会議を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議において報告し、承認を求めなければならない。

第4章 会計、決算

(経費および会計)

第14条 本会の経費は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 拠出金
- (2) 補助金・助成金
- (3) 寄付金・協賛金
- (4) 入場料収入、販売収入など、その他の収入

(事業計画、予算及び決算)

第15条 委員会の事業計画及び収支予算は、委員会の議決により定め、収支決算は実行委員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 委員会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本会の会計に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

第5章 解散

(解散)

第17条 本会は、会議において解散の決議があったときは、速やかに実績報告及び決算報告を行い、解散する。

第6章 補則

(その他必要な事項)

第18条 この規約に規定するもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(変更)

第19条 この規約は、委員会において、出席者の3分の2以上の承認があれば変更することができる。

(設立年月日)

この規約は、2021年9月24日から施行する。

附則 本会則は2021年9月24日から適用する。